

# 川崎市生活支援等サービスの情報公表手続きに関する事務取扱要綱

平成28年12月1日

28川健地推第914号

健康福祉局長専決

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の地域を基盤とした暮らしの支援のため、川崎市（以下「市」という。）内の民間企業等が地域で提供する多様な高齢者向けサービスについて、市が網羅的に把握し、当該情報を高齢者や家族、ケアマネジャー等に提供するための情報環境の整備に必要な事務手続きについて定めるものとする。

## (目的)

第2条 市内の民間企業等が地域で提供する多様な高齢者向けサービスの情報公表（以下「川崎市生活支援等サービスの情報公表」という。）を通じ、高齢者の住み慣れた地域での暮らしを支援することを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱で使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応募者 川崎市生活支援等サービスの情報公表（以下「本情報公表」という。）に応募する者をいう。
- (2) 事業所 応募者が本情報公表に応募の際に提出する川崎市生活支援等サービス情報シート（第1号様式 以下「情報シート」という。）の掲載事項に記載された事業所をいう。

(3) 掲載事業所 第8条第2項の規定に基づき承認された事業所をいう。

(情報掲載媒体の決定)

第4条 市は情報掲載を行う媒体（以下「情報掲載媒体」という。）を決定する。

(情報掲載の範囲等)

第5条 掲載する情報については、市内の民間企業等によって現に提供されているものであって、介護保険等の社会保険制度に基づく公的サービスを除く高齢者の生活支援等に資するサービス（以下「生活支援等サービス」という。）とし、次の各号のいずれかに該当する者は掲載しないものとする。

- (1) 法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの
- (4) 政治性、宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は団体の名刺広告
- (7) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (8) 高齢者の保護の観点から適切でないもの
- (9) その他、情報の掲載が好ましくないと市が認めるもの

2 情報掲載媒体に情報掲載することができない業種又は業者、前項に規定する内容その他情報掲載に関する基準等は、別に定める。

(情報掲載内容等の審査)

第6条 市は、この要綱に基づき、掲載内容や応募者に関する審査を行い、掲

載の可否を判断することとする。

(応募者の募集)

第7条 応募者の募集は、市ホームページ等で公募するものとする。

(応募に関する手続等)

第8条 応募者は、情報シートを市長に提出することにより、応募するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された情報シートの内容及び応募者について公表することが適当であると承認したときは、当該応募者に書面によりその旨通知する。

3 市は、応募のあったもので、公表することが適当であると承認したものについて、遅滞なく情報掲載媒体に情報を掲載するものとする。

(情報シート等の補正)

第9条 市は、提出された情報シート等に不備があるときは、応募者に補正を求めるものとする。

(掲載有効期間等)

第10条 情報掲載媒体における掲載有効期間は、第8条第2項に規定する承認通知日の属する月の末日から1年間とする。ただし、掲載有効期間満了の30日前までに掲載事業所から次条第2項に規定する川崎市生活支援等サービスの情報公表取下届出書(第3号様式 以下「取下届出書」という。)の提出がない限り、掲載有効期間は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(変更等の届出等)

第11条 掲載事業所は、応募時に提出し、公表が承認された情報シートの記載事項について変更があった場合は、その変更のあった日から速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 変更に係る届出は、川崎市生活支援等サービスの情報公表変更届出書（第2号様式 以下「変更届出書」という。）により行い、また、生活支援等サービスの廃止に係る届出は、取下届出書により行うものとする。

3 掲載事業所は、当該生活支援等サービスを廃止するときは、その廃止の30日前までに、その旨を取下届出書により市長に届け出なければならない。

(本情報公表に承認された応募者等情報の提供)

第12条 市は、第8条第2項の応募に係る公表の承認をしたとき、又は掲載事業所より前条の変更等に係る届出があったときは、情報掲載媒体を管理・運営する法人に本情報公表に承認された応募者又は掲載事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1) 情報シート、変更届出書又は取下届出書に掲載の法人等基本情報欄に記載されている法人等代表者名及び法人等所在地

(2) 情報シート、変更届出書又は取下届出書に記載されている掲載事項欄に記載のすべての情報

(3) 情報シートに記載されている同意欄に署名・捺印した者の届出者名、所属、役職及び連絡先

(4) 掲載事業所管理番号

(5) その他市が必要と認める事項

(公表の取消)

第13条 市は、本情報公表に承認された応募者又は掲載事業所について、次の各号のいずれかに該当した場合、公表を取り消すものとする。

(1) 取下届出書の提出があった場合

(2) 生活支援等サービスに関する情報の提供、取得または情報交換以外の目的に使用されるおそれがある場合

(3) 応募時に提出のあった情報シートの必要記載事項に、虚偽または重大な瑕疵の記載がある場合

(4) 本情報公表の適正な運用または管理上支障が生じる場合

(5) その他、市が情報公表することを不相当と判断した場合

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。ただし、第8条第3項の規定は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月26日から施行する。